

# ドローン・ラジコンヘリ・無人航空機登録の確認

2022年6月20日より100g以上の無人航空機の登録が義務化されます。

現在既に登録の受付が開始されております。機体の譲渡にあたって登録の抹消が必要となります。お手数ですが下記項目にお答えの上、署名をよろしくお願い致します。

ドローン製品は店頭、出張でのみの買取となります、宅配買取はおこなっておりません。

下記にチェックを入れてください。(対象は機体+送信機となります。)

## 【項目1】

お売り頂く無人航空機に関して国土交通省、登録システムに登録した事がある

- 登録した事がある
- 登録していない
- わからない(友人から譲り受けた等)(買取不可となります)

## 【項目2】(登録したことがある場合のみ回答)

- 買取前に抹消を行った ※抹消を証明するメールを用意した
- 登録の抹消を行っていない(買取不可となります)

※DJI製品につきましては、別途、DJIサイトに、ログインしていただき、登録が解除されてる事の確認が必要になります。

- DJI紐付け解除を確認しました(DJI製品の場合お答えください。)

## 【項目3】

以下契約書をお読み頂きサインをしてください。

# ドローン・ラジコンヘリ・無人航空機 売買契約書

売り主と買主は、今回、買主が買取した商品に関し、次のとおりに締結します。

(以下の対象は機体+送信機となります。)

## 第一条【登録に関して】

以下の事項が発覚した場合の費用は、売り主の負担とする。

・本商品を国土交通省、登録システムに登録し、その後、登録の抹消を行っていない状態でお売りいただいた場合

### 【発生する費用の一例】

- ・登録抹消されていない事により第三者による航空法違反が発生した場合、罰金が課せられる可能性がございます。(50万円以下の罰金(※2022年時点:国土交通省ホームページ参照))
- ・登録抹消されていない事により起こったトラブル又は返品に関して発生した費用(人経費、諸経費含む全ての費用の負担、及び登録抹消の手続きをお願いする場合がございます。)

上記内容を了承しました。

年 月 日

電話番号 \_\_\_\_\_

サイン: \_\_\_\_\_